



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 アプリックス IP ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役 兼 取締役社長 郡 山 龍
 (コード：3727、東証マザーズ)
 問合せ先 取 締 役 長 橋 賢 吾
 (TEL. 050-3786-1715)

第三者割当による行使価額修正条項付第 M-1 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、マコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当の方法による第 M-1 回新株予約権（以下「本新株予約権」）の発行を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 28 年 2 月 29 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	16,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 8,640,000 円 (新株予約権 1 個あたり 540 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,600,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 下限行使価額は 339 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,600,000 株です。
(5) 調達資金の額	1,093,440,000 円 (注) (内訳) 新株予約権発行分 8,640,000 円 新株予約権行使分 1,084,800,000 円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 678 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額 339 円 行使価額は、割当日以降、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（以下「修正日」。但し、当該通知を当社が受領した時点において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日（東京証券取引所で売買立会が行われる日（但し、当社普通株式について、取引所においてあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限も含まれます。）、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。）をいいます。）が修正日となります。）に、修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額に修正されます。但

	し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、マッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。
(8) その他	本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」）は、平成 28 年 2 月 29 日から平成 30 年 2 月 28 日までの 2 年間です。当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権買取契約（以下「新株予約権買取契約」）を締結する予定です。新株予約権買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が新株予約権買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。調達資金の額から発行諸費用の概算額を差し引いた差引手取概算額は 1,089,100,000 円となる予定です。行使価額が修正された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

総務省「情報白書平成 27 年度」は、平成 26 年時点における全世界での IoT 市場規模約 6,500 億米ドルが、平成 32 年にかけて 1.7 兆米ドルまで拡大する可能性があることを指摘しています。この IoT 市場拡大は、情報の収集・蓄積、解析、反映・応用のあらゆる面において革新をもたらすことから、ビジネスや産業構造そのものを大きく変革する可能性を秘めています。

当社においても、こうした拡大する IoT 市場において多くの製品・ソリューションを先駆けて提供してまいりました。具体的には、平成 25 年 11 月に最初の製品として、IoT を実現するビーコン（以下「IoT モジュール」）である「BM1」を提供し、その後、IoT モジュールに加えて、アプリ及びクラウドを一貫して提供したことにより、家電製品等の IoT 化について多くの経験・ノウハウを蓄積するに至りました。こうした取り組みにより、自社製品の IoT 化を検討する日本及び北米・欧州のメーカーから、当社の IoT ソリューションの導入が加速しています。

具体的には、平成 28 年 1 月 20 日東証開示リリース「アプリックスの浄水器用 IoT 技術搭載製品、世界最大手キッチンシンクメーカーが発表～既存製品に後付け可能なため、今後浄水器の IoT 化を一気に加速～」では、浄水器を IoT 化し、浄水器に関する情報の収集・通知をし、効率的な浄水フィルター交換を促すソリューションを発表しました。

また、平成 28 年 1 月 7 日東証開示リリース「給餌機や給水機、自動トイレ等、ペット用品での当社の IoT ソリューションの採用が拡大～「CES2016」での内覧を始め、メーカー各社が小売店や流通向けに今年の製品として発表～」では、ペット用品を IoT 化し、ペットの情報をリアルタイムで把握するソリューションを提供することで、ペット用品の付加価値を上げるソリューションを発表いたしました。

一方で、こうした当社の顧客企業の多くは大企業であることから、納品から入金までの支払サイトも長く、かつ、IoT ソリューションを顧客に提供するために必要な協力ソフトウェア会社に支払うアプリ開発費用、IoT プラットフォーム開発費用及び顧客にカスタマイズされた IoT モジュールを提供するために必要なハードウェア製造費用等については、支払サイトが短いこともあり、こうした支払サイトによる制約が今後の業績拡大する上でのネックとなります。

当社においても、資本市場が不透明なかで、上記のように拡大する IoT 市場において、積極的に顧客からの

受注を拡大するフェーズであり、支払サイト等による制約を取り払うため、今回の資金調達を決定しました。今回の資金調達を通じて、支払サイト等の制約を取り払い、IoTソリューション案件の受注を拡大します。こうしたIoTソリューションを顧客に提供することで、日本発世界に展開するIoTソリューションのリーディングカンパニーを目指します。

(2) 資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は平成28年2月29日以降、本新株予約権の発行要項（以下「新株予約権発行要項」）第12項に定める期間の満了日まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は1,600,000株となり、当社の発行済株式総数12,753,930株を分母とする希薄化率は12.55%となる見込みです。

(3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには下記「(4) 資金調達方法の特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]並びに[本新株予約権のその他特徴]がありますが、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、下記「(4) 資金調達方法の特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(4) 資金調達方法の特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した資金調達が実現できず、本新株予約権者が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。しかし、本スキームは、以下に記載するメリットにより財務基盤の安定に資するものと見込んでおります

[メリット]

① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、1,600,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、新株予約権発行要項第6項に記載のとおり、調整されることがあります。）。

② 取得条項による買入消却

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合等には、当社の選択により、本新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を新株予約権発行要項第14項記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

③ 当社による不行使期間の指定

当社は、株式購入保証期間（以下に定義します。）中を除く本新株予約権の行使期間中、本新株予約権者が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」（注1））を2回まで定めることができます。これによって当社は、株価が当初の行使価額を大幅に上回って上昇した場合には、割当予定先による権利行使時期に一定の制限を課し、かつ、一定程度、権利行使のタイミングを選択することが可能になります。

（注1）不行使期間

1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前

までに書面により指定期間の通知を行います。

④ 株式購入保証

新株予約権買取契約において、行使期間中、当社は、当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を適用する日を指定すること、並びに当社が平成 27 年 3 月 25 日に発行した第 D-1 回新株予約権、第 D-2 回新株予約権及び第 D-3 回新株予約権について有効な行使許可が存在し継続していないことを条件として、1 度、株式購入保証期間の適用を指定することができます。割当予定先は、契約上の合意事項として、株式購入保証期間において、残存する本新株予約権の行使を行うこととされる予定です。

但し、株式購入保証期間中に、行使期間の末日、新株予約権発行要項第 14 項記載の取得事由に定める取得日又は新株予約権買取契約に基づく取得請求権（注 2）による取得日のいずれかの日（以下「早期終了日」）が到来する場合、割当予定先は早期終了日時点において本新株予約権が残存したとしても、かかる残存する本新株予約権を行使するいかなる義務を負わないものとされます。

なお、「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して 20 適格取引日の期間をいい、「適格取引日」とは、株式購入保証期間内で一定の条件を満たした取引日のことであり、一定の条件とは、以下の全ての事由が存在しない取引日のことをいいます（但し、第(vii)号又は/及び第(viii)号の事由が存在する取引日であっても、割当予定先は、その裁量によりかかる取引日（関連する第(vii)号又は/及び第(viii)号の事由が存在しなかった場合、適格取引日に該当していた取引日に限る。）を適格取引日と判断することができます）。

(i) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、本新株予約権の下限行使価額に 1.1 を乗じた額以下である場合

(ii) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、東京証券取引所が公表する、直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から 10%以上下落している場合

(iii) 当社普通株式の株式購入保証期間内における取引日の東京証券取引所における普通取引の売買高が、285,000 株（但し、新株予約権発行要項第 6 項第 2 号乃至第 4 号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。）以下である場合

(iv) 株式購入保証期間内における取引日が上記「③当社による不行使期間の指定」に記載した不行使期間に該当する場合

(v) 株式購入保証期間内における取引日より前に割当予定先が行使していたものの、当該行使により取得することとなる当社普通株式が、当該行使が効力を生じた日から 3 取引日を超えて割当予定先に交付されていない本新株予約権が存在する場合

(vi) 割当予定先による行使が、制限超過行使（本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が払込期日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいいます。払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条第 1 項本文所定の制限に該当する場合

(vii) 新株予約権買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は表明保証時点後不正確になった場合

(viii) 当社が新株予約権買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合

（注 2） 取得請求権

新株予約権買取契約には、①いずれかの取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して平成 28 年 2 月 10 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%（339 円）（但し、新株予約権発行要項第 11 項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額の 50%とします。）を下回った場合、②いずれかの 20 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成 28 年 2 月 12 日（同日は含まない。）に先立つ 20 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、新株予約権発行要項第 6 項第 2 号乃至第 4 号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数

の調整に応じて調整されるものとします。)の50%を下回った場合、③割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、④東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が5取引日以上にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも(株式購入保証期間中であるか否かを問わない。)、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができると定められる予定です。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。なお、本新株予約権の行使期間の満了日までに割当予定先により有効に当該取得請求権が行使された場合、当社が割当予定先に支払うべき本発行価額相当額の支払義務は、本新株予約権の行使期間が満了したことを理由として消滅又は免除されることはありません。

[デメリット]

① 当初資金調達額が限定的

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に当初行使価額を下回った場合には、行使価額の修正に伴い、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却した場合、当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した当社株式を市場で売却した場合には、現在の当社株式の流動性に鑑みると、当社株価が下落する可能性があります。もっとも、当社は、割当予定先から、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式1,600,000株について、自らの市場分析を踏まえ、その大部分を機関投資家に直接売却することを想定している旨の連絡を受けており、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

④ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が行使をしない場合、資金調達額は当初想定した額を下回る可能性もあります。

⑤ 取得請求権により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、割当予定先が取得請求権(注2)を行使することにより、調達額が減少する場合があります。

⑥ 第三者割当方式により投資家が限定的

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資本調達を募る場合と比べて、資金調達先となる投資家が限定的となっていることから、既存株主が選択の余地なく希薄化の影響を受けることとなります。

[本新株予約権のその他特徴]

新株予約権買取契約には、以下の内容が含まれる予定です。

① エクイティ性証券の発行の制限

当社の取締役会が本新株予約権の発行を決議した日以降、本新株予約権の発行日より6ヶ月後までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意する予定です。但し、i. 当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合(当該ストック・オプションの行使により株

式を発行する場合を含みます。) 、並びに ii. 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携 (既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。) の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合 (当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。) を除きます。

② 解約条項

割当予定先は、(i) 新株予約権買取契約が履行不能又は履行困難となるような、不可抗力とみなされる事態が生じ又は生じるおそれがある場合、(ii) 国家の又は国際的な金融・財政状態、政治情勢若しくは経済情勢又は為替レート若しくは為替管理に関して、割当予定先の合理的な意見として、新株予約権買取契約締結日以降、本新株予約権の買取又は本新株予約権の行使、これによって取得する当社普通株式の売却に重大な悪影響が生じ又は生じるおそれがある場合、(iii) 割当予定先による本新株予約権の保有、行使又は、これによって取得する本株式の売却が法令若しくは規則に反することとなった場合又はそのおそれがある場合、(iv) 割当予定先が新株予約権買取契約に定められた前提条件のいずれかにつき、払込期日までに合理的に満足せず、かつ、放棄もされない場合、(v) 当社の表明保証に表明保証時点において誤りがある場合、若しくは、表明保証時点以降不正確になった場合、又は誓約・合意に違反した場合、(vi) 新株予約権発行要項第 14 項第 2 項に定める事由が発生した場合、当社が本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を 15 取引日以内に取得するとともに、当社の責めに起因して割当予定先に生じた損害を賠償する旨を合意する予定です。

[他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資、ライツ・オファリング、第三者割当による新株発行、株主割当による新株発行等の資金調達方法を検討いたしました。金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務健全性が低下するとともに、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に 1 株当たり利益の即時希薄化を伴うため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。また、新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オファリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下するおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オファリングにおいては、東京証券取引所有価証券上場規程等の変更による新株予約権の上場基準見直しにより、最近 2 年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オファリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施できない状況であるため、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。一般に公募ないし第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達が可能とする反面、将来の 1 株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいたことがあげられます。また、複数の投資家に打診を行いました、株式市場における当社の株価と当社の収益力及び財務内容による算定株価に乖離があるとの意見を受け、難しいと判断しました。また、株主割当方式での新株式の発行では、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。さらに、行使価額が固定されたままの新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。したがって、当社といたしましては株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であるため、上記特徴を有する本新株予約権の発行という方法を資金調達方法として選択いたしました。行使価額修正条項のディスカウント率は、本新株予約権の行使の促進による資金調達が当社の業績及び財務にとって重要となることから、近時の同種事例等も参考に、割当予定先との協議を踏まえ 10%といたしました。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

① 払込金額の総額	
-----------	--

(ア) 第 M-1 回新株予約権の発行	8,640,000 円
(イ) 第 M-1 回新株予約権の行使	1,084,800,000 円
① 発行諸費用の概算額	4,340,000 円
② 差引手取概算額	1,089,100,000 円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額 (8,640,000 円) に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 (1,084,800,000 円) を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」) は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及び新株予約権の公正価値算定費用等の合計額であります。
4. 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
顧客から受注した案件のIoTソリューションを提供するために必要なアプリ開発費用	295	平成28年5月～ 平成29年12月
IoTソリューションを顧客へ提供するためのソフトウェア開発費用	520	平成28年5月～ 平成29年12月
IoTモジュールを顧客へ提供するためのハードウェア基板製造費用	274	平成28年5月～ 平成29年12月

- (注) 1. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
2. 行使価額の修正により、資金調達額が上記の使途に充当する支出予定金額を上回った場合には、更なる受注の拡大を目指してまいります。一方、行使価額の修正又は本新株予約権の行使期間内に行使が行われないことにより、資金調達額が支出予定金額を下回った場合には、調達資金の範囲内で受注の獲得を行う予定です。

具体的な資金用途としては、「顧客から受注した案件のIoTソリューションを提供するために必要なアプリ開発費用 (295 百万円)」については、浄水器においてフィルター交換を検知し、電子商取引でフィルター購入につなげるためのスマートフォン向けアプリ開発等、「IoTソリューションを顧客へ提供するためのソフトウェア開発費用 (520 百万円)」については、IoTモジュールから通知された情報を格納するサーバ基盤やデータベースの設計・構築等、「IoTモジュールを顧客へ提供するためのハードウェア基板製造費用 (274 百万円)」については、顧客が販売する製品に合わせてIoTモジュールをカスタマイズしたハードウェア基板の設計・製造等にそれぞれ充当します。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の今後の収益の向上に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額 (1,084,800,000 円) につきましては、本新株予約権の行使価額が修正された場合又は本新株予約権が行使されない場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとなりました。

また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提（当社は割当予定先の権利行使を促進する行動を取るものとし当社の通知による取得又は不行使期間の指定が行われないこと、割当予定先は権利行使可能な株価水準においては、出来高の一定割合の株数の範囲内で権利行使を行うこと、及び権利行使して取得した株式を市場で売却することを含みます。）を置き、評価を実施しています。さらに、割当予定先による新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討した上で、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準のコストが発生することを想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を540円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成28年2月10日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、監査役3名全員（うち社外監査役2名）より、当該算定機関による算定手法や算定の前提に不合理な点が見受けられないこと、当該算定機関による評価結果を踏まえて発行価額を決定していることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではないとする取締役会の判断を相当とする旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数は1,600,000株であり、議決権の数は16,000個であります。よって、全ての本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、平成27年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数12,753,930株に対し12.55%（平成27年12月31日現在の議決権総数125,450個に対し12.75%）となっております。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数1,600,000株に対し、当社過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は372,192株であります。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1日当たりの売却数量は3,265株となり、上記1日当たりの平均出来高の0.8%となります。加えて、マッコーリー・バンク・リミテッドからは、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式1,600,000株について、自らの市場分析を踏まえ、その大部分を機関投資家に直接売却することを想定している旨の連絡を受けており、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

今回の第三者割当による新株予約権の募集（以下「本募集」）において割当先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは経営への関与を行う意向はないとの意思を表明しております。また、本募集は当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な既存株式の希薄化を防止し得る点で優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、

既存株主の利益に資するものと考えております。当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)		
(2) 所 在 地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia		
(3) 代表者の役職・氏名	会長 H.K. マッキャン (H.K. McCann) CEO M.J. リームスト (M.J. Reemst)		
(4) 事 業 内 容	商業銀行		
(5) 資 本 金	9,105 百万豪ドル (838,206 百万円) (平成 27 年 3 月 31 日現在)		
(6) 設 立 年 月 日	1985 年 2 月 28 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 552,066,999 株		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	14,085 人 (マッコーリー・グループ) (平成 27 年 3 月 31 日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	—		
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態			
決算期	平成 25 年 (2013 年) 3 月末	平成 26 年 (2014 年) 3 月末	平成 27 年 (2015 年) 3 月末
連 結 純 資 産	849,950 百万円	903,450 百万円	1,067,804 百万円
連 結 総 資 産	12,751,700 百万円	13,308,334 百万円	15,887,715 百万円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	1,694.61	1,801.27	1,934.19
連 結 純 収 益	451,312 百万円	435,780 百万円	487,458 百万円
連 結 営 業 利 益	100,935 百万円	111,753 百万円	139,747 百万円
連 結 当 期 純 利 益	66,113 百万円	73,623 百万円	103,015 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	131.81	146.79	186.60
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	246.81	77.76	111.89

(注) 上記表の各円換算額については各決算日の豪ドルレートの中値で換算し記載しております。また、オーストラリア会計基準の変更に伴い、平成 26 年(2014 年) 3 月末の連結純収益、連結営業利益の数字を修正しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドの日本の関連法人であるマッコーリーキャピタル証券会社から、平成 26 年 3 月に機関投資家訪問の提案を受けました。爾来、マッコーリーキャピタル証券会社は、平成 27 年 9 月の欧州機関投資家訪問に関わる機関投資家訪問のスケジュール調整を担当しました。こうした関係のなか、平成 27 年 12 月、本新株予約権の発行を実施する資金調達方法についての提案を受けました。当該提案を受け、当社内で正式な協議・検討を行った結果、マッコーリー・バンク・リミテッドが新株予約権発行による資金調達について十分な実績を有していることなどから、マッコーリーキャピタル証券会社の提案を採用することが最善であるとの結論に至ったため、本日、平成 28 年 2 月 12 日の取締役会において、本新株予約権の発行を決議いたしました。

マッコーリー・バンク・リミテッドは、下記「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」及び「(6) 割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。

なお、この度の第三者割当は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、当社役員と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。

また、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条及び同施行規則第 436 条第 1 項及至第 5 項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」）を制限する旨を新株予約権買取契約にて規定する予定です。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、新株予約権買取契約により合意する予定です。

なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの平成 27 年(2015 年)度のアニュアルレポート(豪州の平成 13 年(2001 年)会社法(英名: Corporations Act 2001)に基づく資料)により、平成 27 年 3 月 31 日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が 10,680 百万豪ドル(円換算額: 983,201 百万円)、参照為替レート: 92.06 円(三菱東京 UFJ 銀行平成 27 年 3 月 31 日時点中値)であることを確認しており、払込み及び本新株予約権の行使に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティールワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティールワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行動監視機構（Financial Conduct Authority）及びプルーデンス規制機構（Prudential Regulation Authority）の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先とは互いに直接の資本関係のないものの、割当予定先と同様に、マッコーリー・グループ・リミテッド（オーストラリア証券取引所（ASX）に上場）の完全子会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒヤリング及び APRA ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

7. 大株主及び持株比率

割当前（平成27年12月31日現在）	持株比率
株式会社NTTドコモ	11.76%
郡山 龍	8.46%
日本証券金融株式会社	1.39%
大和証券株式会社	0.70%
株式会社SBI証券	0.63%
継岩 兎代多	0.62%
チャールズ レーシー	0.62%
山内 啓史	0.62%
BNY GCM ACCOUNTS M NOM （常任代理人：株式会社三菱東京UFJ銀行）	0.58%
松井証券株式会社	0.58%

（注）1. 持株比率は平成27年12月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. マッコーリー・バンク・リミテッドは、割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことですが、したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。

8. 今後の見通し

本件による当社連結業績に与える影響につきましては、合理的な算定が困難なため未定であります。今後、業績見通しが明確になり次第、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

決算期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
連結売上高	5,775,458千円	2,172,608千円	1,532,874千円
連結営業利益	△2,531,296千円	△2,766,476千円	△2,406,580千円
連結経常利益	△2,438,886千円	△2,672,078千円	△2,391,785千円
連結当期純利益	△2,997,481千円	△3,311,797千円	△2,903,394千円
1株当たり連結当期純利益	△238.90円	△264.08円	△228.75円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	606.26円	355.29円	141.24円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 28 年 2 月 12 日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,753,930株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,500,000株	11.76%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始 値	347円	1,648円	1,467円
高 値	2,398円	2,725円	2,315円
安 値	299円	968円	517円
終 値	1,688円	1,465円	905円

① 最近 6 か月間の状況

	平成27年8月	9月	10月	11月	12月	平成28年1月
始 値	884円	880円	656円	752円	773円	892円
高 値	950円	896円	879円	799円	1,445円	1,018円
安 値	517円	613円	656円	569円	773円	669円
終 値	865円	659円	763円	673円	905円	801円

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

② 発行決議日前営業日における株価

	平成28年2月10日現在
始 値	690円
高 値	699円
安 値	630円
終 値	678円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成27年3月25日
調達資金の額	303,000,000円
発行価額	1株当たり1,515円
募集時における発行済株式数	12,553,930株
当該募集による発行株式数	200,000株
募集後における発行済株式数	12,753,930株
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費
発行時における支出予定時期	平成27年3月～12月
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済であります。

・第三者割当による第D-1回新株予約権の発行

割当日	平成27年3月25日
発行新株予約権数	500,000個
発行価額	1,170,000円 (新株予約権1個当たり2.34円)
発行時における調達予定資金の額	900,000,000円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
募集時における発行済株式数	12,553,930株
当該募集による潜在株式数	500,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 0株 (残存新株予約権数 500,000個、行使価額 1,800円)
現時点における調達した資金の額	1,170,000円
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費 IoT関連事業における広告宣伝費・販売促進費
現時点における充当状況	発行価額を除き、未行使のため充当しておりません。 なお、発行価額の払込により調達した資金については、当初の資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及びIoT関連事業における広告宣伝費・販売促進費)に充当済みですが、当該新株予約権が行使された場合においても、当初の資金使途に従い充当する予定です。

・第三者割当による第D-2回新株予約権の発行

割当日	平成27年3月25日
発行新株予約権数	500,000個
発行価額	1,010,000円 (新株予約権1個当たり2.02円)
発行時における調達予定資金の額	950,000,000円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
募集時における発行済株式数	12,553,930株
当該募集による潜在株式数	500,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 0株 (残存新株予約権数 500,000個、行使価額 1,900円)
現時点における調達した	1,010,000円

資金の額	
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費 IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費
現時点における充当状況	発行価額を除き、未行使のため充当しておりません。 なお、発行価額の払込により調達した資金については、当初の資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及び IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費)に充当済みですが、当該新株予約権が行使された場合は、当初の資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及び IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費)に従い充当する予定です。

・ 第三者割当による第 D-3 回新株予約権の発行

割当日	平成 27 年 3 月 25 日
発行新株予約権数	500,000 個
発行価額	975,000 円 (新株予約権 1 個当たり 1.95 円)
発行時における調達予定資金の額	1,000,000,000 円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
募集時における発行済株式数	12,553,930 株
当該募集による潜在株式数	500,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数 0 株 (残存新株予約権数 500,000 個、行使価額 2,000 円)
現時点における調達した資金の額	975,000 円
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費 IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費
現時点における充当状況	発行価額を除き、未行使のため充当しておりません。 なお、発行価額の払込により調達した資金については、当初の資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及び IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費)に充当済みですが、当該新株予約権が行使された場合は、当初の資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及び IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費)に従い充当する予定です。

11. 発行要項
別紙のとおり

以上

アプリックス IP ホールディングス株式会社第 M-1 回新株予約権 (第三者割当)

発行要項

1. 本新株予約権の名称

アプリックス IP ホールディングス株式会社第 M-1 回新株予約権 (第三者割当) (以下「**本新株予約権**」という。)

2. 申込期間

平成 28 年 2 月 29 日

3. 割当日

平成 28 年 2 月 29 日

4. 払込期日

平成 28 年 2 月 29 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,600,000 株 (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「**割当株式数**」という。)) は 100 株) とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者 (以下「**本新株予約権者**」という。)) に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

16,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 540 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 678 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。

(2) 行使価額は 339 円（但し、第 11 項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・処分} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ \text{1株当たりの時価} \end{array} + \begin{array}{r} \text{新発行・処分株式数} \end{array}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年2月29日から平成30年2月28日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり540円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約

権 1 個当たり 540 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 540 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 28 年 2 月 10 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%相当額とした。

20. 行使請求受付場所

アプリックス IP ホールディングス株式会社 事業推進室

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 高田馬場支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上